

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1123001	処分名	行政財産の目的外使用料の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 総務部	課	管財課			
根拠規定	鈴鹿市市有財産条例				第8条	
基準規定	①	鈴鹿市市有財産条例			第8条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日
	非公開該当		未設定理由			
<p>1 目的外使用料の減免 目的外使用料については、徴収を原則とする。 減免ができる基準としては、鈴鹿市市有財産条例第8条第1項各号の規定によるが、減免については「できる」規定であり、根拠規定に該当するものでも減免を行わないことがある。 ○鈴鹿市市有財産条例 (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体(以下「他の地方公共団体等」という。)若しくは国又は公共的団体等において、公用又は公共用(以下「公用等」という。)に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務若しくは事業を補佐し、又は代行する団体において補佐し、又は代行する事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。 (3) 地震、火災、水害等の災害により、行政財産の目的外使用の許可を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>※(4)の詳細について ①鈴鹿市市有財産条例第8条第1項第1号から第3号に準ずるとき ②減免をすることが市に有利となるとき</p> <p>2 その他 目的外使用料の減免に当たっては、次に掲げる事項に留意する。 (1) 上述のとおり、徴収を原則とすること。 (2) 個別の案件ごとに公平性・妥当性に留意すること。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月19日
	期間	15日以内				
聴聞等						
備考						